TOKYO
STOCK EXCHANGE
GROUP

株式会社東京証券取引所グループ

2008

第1回定時株主総会
招集ご通知

CONTENTS

2 第1回定時株主総会招集ご通知
4 議決権行使等のご案内（提供書面）
5 事業報告
24 連結貸借対照表
25 連結損益計算書
26 連結株主資本等変動計算書
27 連結注記表
34 貸借対照表
35 損益計算書
36 株主資本等変動計算書
37 個別注記表
40 連結監査報告書（会計監査人）
41 監査報告書（会計監査人）
42 監査報告書（監査委員会）
43 株主総会参考書類

平成20年６月２日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社　東京証券取引所グループ
取締役兼代表執行役社長　斉藤　惇

第１回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第１回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成20年６月19日（木曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださるか、４ページの「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より、平成20年６月19日（木曜日）午後４時45分までに、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成20年６月20日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル２階　東証ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第１期（平成19年８月１日（注）から平成20年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

（注）当社の設立の日であります。なお、当社の第１期事業年度は平成19年８月１日から平成20年３月31日までですが、当連結会計年度は平成19年４月１日から平成20年３月31日までであります。

２．第１期（平成19年８月１日から平成20年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案　取締役16名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使における議案に賛否の記載のない場合の取扱いについては、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 書面又はインターネットにより、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使され、かつその内容が異なる場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の出席株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 議決権の不統一行使を行う場合には、株主総会の３日前までに、書面をもって当社にその旨及び理由を通知するものとさせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その他議決権行使に関する事項は、次ページの「議決権行使等のご案内」をご参照ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネットウェブサイト（http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/）に掲載いたしますのでご了承ください。

【議決権行使等のご案内】

1．インターネットによる議決権行使のご案内

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは、取扱いを休止いたします。）

(2) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後４時45分（当社営業終了時刻）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2．議決権行使サイト及びインターネットによる議決権行使方法等について

(1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

(3) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担になります。

3．招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。
（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

（提供書面）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．当事業年度の事業の状況

当社は、株式会社東京証券取引所の株式移転により、平成19年８月１日に設立されました。

当事業年度の連結計算書類は、完全子会社となった株式会社東京証券取引所の連結計算書類を引き継ぎ、期首に設立したものとみなして作成しております。そのため、企業集団の現況に関する事項につきましては、平成19年４月１日からの概況を記載しています。また、前年比は、株式会社東京証券取引所の前期の数値との比較となっております。なお、本事業報告において、「当社グループ」とは、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。

TOKYO STOCK EXCHANGE GROUP
株式会社東京証券取引所グループ
（持株会社）

当社ロゴマーク

⑴　事業の経過及び成果

米国経済の減速等により内外経済に下振れリスクが一層高まる状況の下、少子高齢化が進展する中で、日本経済が今後とも持続的に成長するためには、家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供し、また、内外の企業等に成長資金の供給を行っていくことが必要であり、国際的な市場間競争が一層激化する中、金融資本市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

このような状況の下、当社グループは、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての責務の根幹であることを認識し、市場機能の一層の向上と国際競争力の強化を図り、我が国証券市場の機能強化に資するため、次のような諸施策に取り組んでまいりました。

①　市場インフラの利便性・効率性の向上

注文・約定処理の高度化等といった市場利用者のニーズを実現し、取引注文の小口化、取引件数の急激な増加に対応するため、世界水準の高速性、拡張性を追求した次世代システムの開発を推進するとともに、派生売買システムをリプレイスいたしました。また、現行の株式・CB売買システム、清算システム、相場報道システムについても、市場の信頼性を確保し、増大する流動性に適切に対応していくために、前事業年度に引き続き、順次、能力増強（株式の注文処理件数2,300万件／１日の対応等）を実施いたしました。

また、市場利用者に対し、安定的に取引を可能とする市場インフラを維持、提供するために、セカンダリサイトの構築を含む事業継続体制の強化に向けた取組を推進するとともに、市場利用者の利便性及び効率性の向上に資するよう、ユーザーニーズと評価を踏まえた各種システムインフラ及びそのための社内体制の整備を、ITシステム最適構築化計画（EA：Enterprise Architecture）に基づいた全体最適を念頭に置いたうえで推進いたしました。

しかしながら、当事業年度においては、平成20年２月の派生売買システム障害などのシステム障害が相次いで生じた事態を受け、当該障害については発生後直ちに原因究明及び対策を行い、徹底した再発防止策を講じるとともに、危機管理体制の強化を図る観点から、全社的に障害発生時の対応フロー等の再検証を行うなど、安定的に取引を可能とする市場インフラの構築、提供に向けた取組を実施いたしました。

また、市場利用者の利便性を向上させる観点から、ToSTNeT取引制度について見直し、新たに外国株券等をその対象としたほか、立会時間中にもToSTNeT取引を利用できるようにするとともに、先物・オプションに係るToSTNeT取引において取引数量制限を撤廃するなどの整備を行いました。また、誤注文に係る制度対応として、誤注文により約定が行われた取引の取消しに係るルールを整備するなど、売買制度の見直しを実施いたしました。加えて、「売買単位を集約するための行動計画」を取りまとめ、売買単位の集約に向けた検討に着手しております。

一方、証券取引の清算・決済分野におきましては、株式会社証券保管振替機構を中心に株券の電子化に向けた対応が進められており、また、清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構では、今般の市場環境を踏まえリスク管理機能の一層の強化を行いました。

② 自主規制機能の強化による信頼性の向上

取引所が行う自主規制業務に対する社会一般からの期待の急速な高まりを受け、また、平成19年９月に施行された金融商品取引法において、自主規制機能の独立性確保のため自主規制法人を設立し、当該自主規制法人に自主規制業務を委託することが可能となるなど、取引所の組織体制に係る法的枠組みが整備されたことを踏まえ、①自主規制機能の独立性の強化、②自主規制機能の実効性の確保等の目的を達成するため、持株会社としての当社を設立し、その傘下に市場運営会社と自主規制法人を置く体制へと移行するなど組織体制の整備を行いました。

TOKYO STOCK EXCHANGE REGULATION
東京証券取引所自主規制法人
（自主規制法人）

また、自主規制機能強化に向けた取組を推進するため、未然防止機能の強化とコンプライアンス支援の強化を大きな柱として、平成19年10月に「コンプライアンス部門自主規制機能強化プログラム“R＋（アールプラス）”」を公表いたしました。

未然防止機能の強化については、取引参加者の新規上場審査体制を新たに考査対象に加えたほか、取引参加者に対する勧告制度を積極的に活用することといたしました。また、売買審査のスピードを速め、取引参加者への注意喚起や処分を早期に出せる体制の整備に着手するとともに、売買審査の過程で把握した不公正取引に繋がるおそれのある形態について、より積極的に取引参加者に説明を行うことといたしました。

取引参加者・上場会社のコンプライアンス支援の強化については、取引参加者や上場会社に対して、インサイダー取引規制等に関する社内研修のための講師派遣を積極的に行うとともに、平成19年12月に新たな啓発ツールとして東証R－eラーニング・コンプライアンス研修サービスを導入し、インサイダー取引規制に関するコンテンツ提供を開始いたしました。

上場関係では、平成19年４月に公表した「上場制度総合整備プログラム2007」に基づき、株主・投資者の保護及び尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値及び国際競争力の向上を支援する観点から、企業行動に係る制度整備、市場制度の整備及び上場規則の実効性確保に係る対応等に加えて、自主規制機能強化に向けた組織体制の変更に伴い上場審査・上場管理等に関するガイドラインの新設を含む有価証券上場規程等の体系見直しや上場審査体制等の整備などの対応を図りました。こうした対応の中で、上場廃止には至らなかったものの内部管理体制等について改善の必要が高いと認められる銘柄を「特設注意市場銘柄」として指定する制度を平成19年11月に導入し、当事業年度においては２銘柄について指定を行いました。また、反社会的勢力排除に向けて、従来の上場審査の観点について上場審査等に関するガイドラインの中で明確化を図る等の整備を行いました。

上場制度総合整備プログラム2007

③　投資魅力の高い企業の上場促進及び上場商品の多様化

投資魅力の高い良質な企業の新規上場を促進するため、未上場会社を対象に個別企業訪問、新規上場に関するセミナーの開催などプロモーション活動を引き続き積極的に行いました。とりわけ、アジア近隣諸国を中心とした外国企業の上場を促進する観点から、中国や韓国などのアジアの成長企業に積極的なプロモーション活動を実施し、中国本土系企業２社が新たに上場いたしました。

この結果、当事業年度の新規上場会社数は、市場第一部・第二部49社、マザーズ24社（※）となり、当事業年度末の上場会社数は、市場第一部・第二部2,217社（前期比７社減）、マザーズ198社（同９社増）となりました。

※　既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場（いわゆるテクニカル上場）を含む。当該上場会社数は市場第一部・第二部11社、マザーズ１社。

また、投資家の多様なニーズに応える観点から上場商品の多様化に積極的に取り組み、改正信託法に基づく受益証券発行信託の受益証券を活用するJDR（Japanese Depositary Receipt）に関する制度整備を行うとともに、株価指数等に連動した外国ETFや、金・銀などの商品価格に連動したETFに関する制度整備を行いました。更に、平成20年１月には東京工業品取引所と包括的な相互協力協定を締結し、商品価格や商品指数に連動したETFの上場等について共同で検討するとともに、今後の協力の可能性についての協議を進めております。

当事業年度は、新たに22銘柄の内国ETF（規模別株価指数や新たに開発した業種別株価指数（TOPIX－17）などに連動するETF）と１銘柄の外国ETFが上場し、上場ETFは合計で34銘柄となりました。

④　国際的な連携・提携の推進による国際競争力の強化

証券市場の国際的な競争は激しさを増しており、今後ますます激化する国際的な市場間競争における競争力の強化を図る必要があります。こうした状況を踏まえ、国際的市場間競争の動向やビジネスチャンス獲得への多面的対応を可能とするため、組織体制の整備を行うとともに、海外取引所等との連携及び具体的な業務提携の強化を推進してまいりました。具体的には、シンガポール取引所の発行済株式数の約4.99％に相当する株式を取得（平成19年６月）したほか、NYSE EuronextとIT分野における各種技術的なコンサルテーションを受けることの合意（平成19年８月）や、ロンドン証券取引所と新たな合弁会社を対等な立場で設立し、新興企業向けの新たな市場を共同で創設することを合意（平成19年10月）するなど具体的に分野を特定し、着実に協力関係を進展させております。

⑤　証券知識の普及と個人投資者層の拡大に向けた取組

より多くの個人の方が投資に参加できる環境作りとして「東証アカデミー」を通じて、証券市場や証券投資に関する知識の普及と理解の向上による自立した投資者層の拡大を図るためのセミナーを多数開催するとともに、学校向けの証券教育についても積極的に取り組み、小・中・高校生向け受入れ授業、出張授業や親子経済教室の拡充等を図り教育現場における基礎的な経済・金融知識の普及活動を行ってまいりました。この他、上場会社を対象に適時開示実務及びインサイダー取引規制の基礎的及び実務的な内容について解説するセミナーを東京の他、全国各地を開催場所として定期

的に開催いたしました。

平成20年３月末時点におけるTOPIXは1,212.96ポイント、市場第一部の時価総額（※）は389兆3,052億円となり、当事業年度の当取引所市場における内国株券の１日平均売買高は、前期比9.8％増加して22億6,219万株に、同１日平均売買代金は、前期比6.6％増加して２兆9,393億円となりました。また、株価指数先物取引の１日平均売買高は、前期比18.5％増加して70,948単位に、同１日平均契約金額は、前期比10.9％増加して１兆880億円となりました。一方、国債先物取引の１日平均売買高は、前期比19.9％増加して５兆7,508億円となりました。
※　外国株は含まない。

以上の結果、当事業年度の業績は、株券等の一日平均売買代金が前期実績を大きく上回ったものの、新規上場会社数や転換社債型新株予約権付社債等の普通株式への転換額が前期実績を下回ったこと及び売買システムの能力増強に伴うシステム維持・運営費が増加したことなどから、営業収益は前期比27百万円増の755億５百万円（前期比0.0％増加）となり、営業利益は前期比42億29百万円減の287億86百万円（前期比12.8％減少）、経常利益は、前期比31億95百万円減の310億64百万円（前期比9.3％減少）となりました。以上により、当期純利益は前期比22億84百万円減少し、177億１百万円（前期比11.4％減少）となりました。
なお、当事業年度の営業外収益のうち取引参加者からの過怠金は42百万円であり、東京証券取引所自主規制法人へ支払う委託費用に充当しております。当該自主規制法人においては、健全な証券市場構築のための投資として、売買審査システムの運用などに活用しております。

(2)　設備投資の状況
当事業年度は、前期に引き続き、システムの更なる能力の拡大を実現すべく、清算システム等の能力を増強するための設備投資を行い、全体で約102億円の設備投資を行いました。

(3)　資金調達の状況
当事業年度においては、金融機関より19,570百万円の借入を行いました。

(4)　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(5)　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6)　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
平成19年９月25日開催の臨時株主総会において、株式会社東京証券取引所が保有する株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社証券保管振替機構の株式について、当社を承継会社とする会社分割を行うことを決議し、平成19年10月１日に当該会社分割を実施いたしました。

(7)　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
株式会社東京証券取引所、株式会社東証システムサービス及び株式会社証券保管振替機構の連携強化を図るため、平成19年５月、株式会社東京証券取引所が保有する株式会社東証システムサービスの発行済株式数の20％に相当する400株を株式会社証券保管振替機構に譲渡いたしました。
また、株式会社東京証券取引所は、シンガポール取引所との一層緊密な協力関係の重要性を鑑みて、平成19年６月、同取引所の発行済株式総数の約4.99％に相当する53,051,000株を取得いたしました。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

・当社グループ

区　分	平成17年 ３月期	平成18年 ３月期	平成19年 ３月期	平成20年 ３月期 （当事業年度）
営業収益	53,071百万円	69,893百万円	75,478百万円	75,505百万円
営業利益	11,360百万円	28,751百万円	33,016百万円	28,786百万円
経常利益	12,037百万円	29,949百万円	34,260百万円	31,064百万円
当期純利益	4,977百万円	18,832百万円	19,985百万円	17,701百万円
１株当たり当期純利益	2,164円82銭	8,257円83銭	8,789円64銭	7,785円04銭
総資産	367,357百万円	617,864百万円	565,518百万円	717,676百万円
純資産	77,023百万円	94,644百万円	111,246百万円	117,776百万円
１株当たり純資産	33,852円25銭	41,600円08銭	48,289円71銭	50,859円77銭

（営業収益の内訳）

区　分	平成19年 ３月期	平成20年 ３月期	増減（率）
取引参加料金	32,825百万円	34,550百万円	1,724百万円（　5.3%）
上場関係収入	13,370百万円	10,267百万円	△3,102百万円（△23.2%）
情報関係収入	10,239百万円	11,101百万円	861百万円（　8.4%）
その他営業収益	19,042百万円	19,585百万円	543百万円（　2.9%）
合計	75,478百万円	75,505百万円	27百万円（　0.0%）

・当社

区　分	第１期 （平成20年３月期）
営業収益	10,894百万円
営業利益	7,128百万円
経常利益	7,294百万円
当期純利益	6,541百万円
１株当たり当期純利益	2,844円11銭
総資産	113,855百万円
純資産	104,145百万円
１株当たり純資産	45,803円69銭

連結決算ハイライト

営業収益

（単位：百万円）

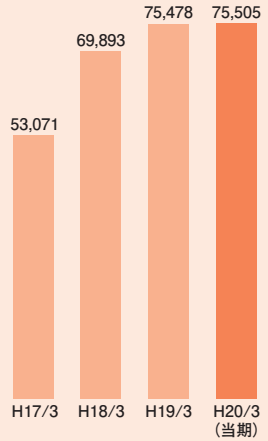

営業利益

（単位：百万円）

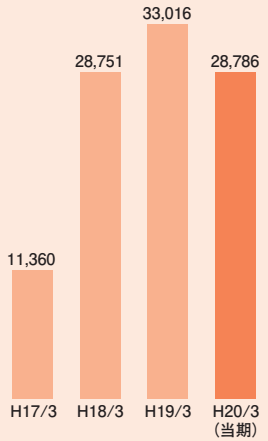

経常利益

（単位：百万円）

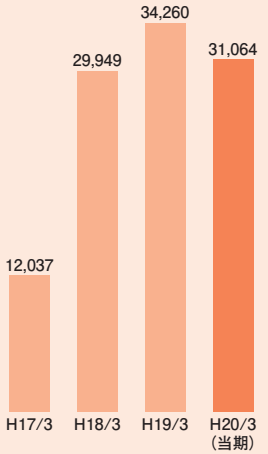

当期純利益

（単位：百万円）

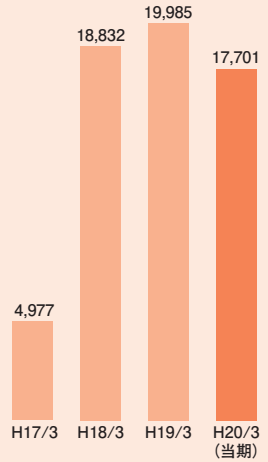

総資産

（単位：百万円）

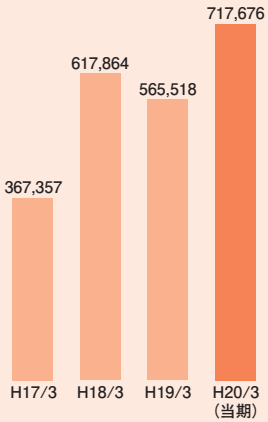

純資産

（単位：百万円）

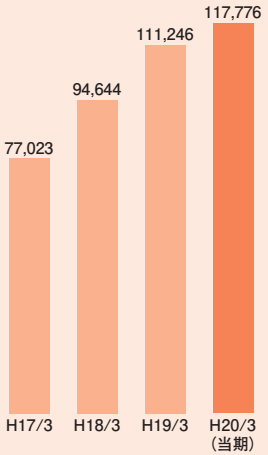

（注）1. １株当たり数値を除き、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 期中平均株式数（自己株式を除く。）平成17年３月期　2,275,384株、平成18年３月期　2,273,740株、平成19年３月期　2,273,740株、平成20年３月期　2,273,740株
3. 期末発行済株式数（自己株式を除く。）平成17年３月期　2,273,740株、平成18年３月期　2,273,740株、平成19年３月期　2,273,740株、平成20年３月期　2,273,740株

3．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	出資比率(間接所有)	主な事業内容
		百万円	%	
株式会社東京証券取引所	東京都中央区	11,500	100.0	市場運営業務
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000	100.0	自主規制業務
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区	1,700	86.3	有価証券売買の清算業務
日本証券決済株式会社	東京都中央区	300	100.0 (100.0)	証券決済業務
株式会社東証システムサービス	東京都江東区	100	80.0 (80.0)	システム開発等

(注) 東京証券取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

4．対処すべき課題

当社グループは、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、公共性と収益性のバランスがとれた透明性のある経営を行いながら、現物市場とデリバティブ市場を２つの推進エンジンと位置付け、海外取引所等との戦略的提携によるシナジーを創出することにより、誰にとっても使い勝手がよく世界中から投資家や上場会社が集まり、さらには垂直・水平統合されたビジネスラインにより幅広い機能・商品を提供する「ユニバーサル取引所」への進化を目指します。これにより、多様なライフプランに応じた資産形成をサポートする市場、そして世界中のリスクマネーの受け皿となる活力ある市場へと成長してまいります。

そのための基本戦略として、取引商品の品揃えの充実と優れた取引システムの提供により量的拡大を達成するとともに、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に対する支援の強化と市場や市場参加者の自主規制機能の強化により質的向上を達成し、この量的拡大と質的向上の相乗によりマーケット規模を拡大し、アジアにおける資金循環の中核市場へと進化していくことを目指します。

上記経営方針のもと、当社グループが取り組むべき主な経営課題は、次のとおりです。

(1) デリバティブ市場の拡大

・市場利用者のニーズに対応した新指数の開発などを通じて上場商品を拡充するとともに、システムの高度化、取引時間の拡大及びリモートメンバー制度の導入などを通じて取引機会を拡大し、デリバティブ市場の拡大を図ります。

⑵　現物市場の厚みの増大

・個人投資者による資産ポートフォリオの形成に資するためのETFの拡充や、プロ向けの新市場を創設することによるアジアを中心とした成長性豊かな企業に対する資金調達の場の拡大、排出量取引市場の創設に向けた研究などを通じて取扱商品の増加及び市場利用者の利便性・効率性の向上による現物市場の厚みの増大を図ります。

⑶　安全で高性能な取引システムの提供

・取引手法の多様化・高度化に適切に対応しつつ、コストを含めた全体最適を念頭に新商品に機動的に対応するため、新システムの導入及び既存システムの機能・能力強化を実現します。
・システムの品質管理を徹底するとともにセカンダリサイトの構築など事業継続体制を強化することにより、安定的に取引を可能とする市場インフラを提供します。
・なお、システム障害等市場インフラに係る問題については、これまでに生じたシステム障害を教訓として、その再発防止策を徹底するとともに危機管理体制の強化を図るなど、安定的に取引を可能とする市場インフラの構築・提供に向けた取組を推進します。

⑷　株主・投資者の権利・利益の保護

・上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に対する支援の強化を含む「上場制度総合整備プログラム」等に基づく上場制度の整備や上場会社情報の提供について量的・質的な向上を図ることなどにより、株主・投資者の権利・利益保護のための施策を強力に推進します。

⑸　東証市場の公正性・信頼性の向上

・自主規制機能強化プログラム（“R＋”）の推進や上場審査・上場管理の高度化、市場一体型考査の推進などにより、東証市場の公正性・信頼性を向上させます。
・取引参加者及び上場会社のコンプライアンスに対する支援を推進することにより、不公正取引等の未然防止機能の強化を図ります。

⑹　企業効率・顧客満足度の向上

・内部統制システムの強化、業務の標準化・効率化の推進、組織体制の整備及び人材育成により、東証グループの経営資源をより効率的に活用してまいります。
・双方向コミュニケーションの推進を通じて市場利用者のニーズと評価を適時的確に把握することにより、良質なサービスを迅速に提供し、顧客満足度を向上させていきます。

⑺　金融リテラシーの向上を通じた個人投資者層の拡大

・「東証アカデミー」を通じて、金融商品の多様化に対応した証券市場・証券投資に関する知識の普及と理解の向上に努めるとともに、小・中・高生向けに教育現場と家庭の両面から、金融経済知識の普及と基礎的理解の向上に努めることにより、自立した投資者層の拡大を図ります。更に、これらの取組や一般向け広報活動を通じて、東証市場のプレゼンスの向上を図ります。

5．主要な事業内容（平成20年３月31日現在）

当社グループは、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としており、具体的には有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（有価証券の売買等）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

6．主要な営業所（平成20年３月31日現在）

・当社

名　　称	所　　在　　地
本　　店	東京都中央区日本橋兜町２番１号

・グループ各社

会　　社　　名	所　　在　　地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区日本橋兜町２番１号
日本証券決済株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
株式会社東証システムサービス	東京都江東区東陽町七丁目２番31号

7．使用人の状況（平成20年３月31日現在）

・当社グループ

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
808 名	41.5 歳	17.8 年

（注）使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

・当社

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
153 名	41.6 歳	18.3 年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

8．主要な借入先の状況（平成20年３月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	短期借入金	17,570 百万円

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成17年12月８日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から株式会社東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中です。株式会社東京証券取引所は、同社の損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。

Ⅱ．株式の状況（平成20年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　9,200,000株

２．発行済株式の総数　2,300,000株

３．株主数　118名

４．大株主（上位７名）

株主名	当取引所への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本アジアホールディングズ株式会社	80	3.52
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	60	2.64
三菱ＵＦＪ証券株式会社	55	2.42
藍澤證券株式会社	40	1.76
ＳＢＩイー・トレード証券株式会社	40	1.76
極東証券株式会社	40	1.76
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド	40	1.76

（注）出資比率は自己株式（26,260株）を控除して計算しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況（平成20年３月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員の状況

1．取締役及び執行役の状況（平成20年３月31日現在）

（1） 取締役

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
取締役会長	西室泰三	代表執行役兼務 指名委員（委員長） 報酬委員	株式会社東芝相談役、 株式会社東京証券取引所取締役会長
取締役	斉藤惇	代表執行役社長兼務	株式会社東京証券取引所代表取締役社長
取締役	飛山康雄	代表執行役専務兼務	株式会社東京証券取引所代表取締役専務
取締役	伊月茂秋	監査委員	株式会社東京証券取引所監査役
取締役	奥田碩	指名委員	トヨタ自動車株式会社取締役相談役、 株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	勝島敏明	監査委員	公認会計士・税理士、株式会社東京証券取引所社外監査役、東京証券取引所自主規制法人監事
取締役	佐藤安弘	報酬委員（委員長）	キリンホールディングス株式会社名誉相談役、 株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	椎橋敏	監査委員（委員長）	株式会社東京証券取引所常勤監査役
取締役	新堂幸司	監査委員	弁護士、東京大学名誉教授、 株式会社東京証券取引所社外監査役
取締役	髙橋伸子		生活経済ジャーナリスト、 株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	林正和		東京証券取引所自主規制法人理事長
取締役	原良也	報酬委員	株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	藤沼亜起		公認会計士、日本公認会計士協会相談役、 東京証券取引所自主規制法人理事
取締役	前田庸	指名委員	学習院大学名誉教授、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	チャールズ D.レイクⅡ		アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・副会長、在日米国商工会議所会長、 株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	脇田正博		東洋証券株式会社常任顧問、 株式会社東京証券取引所社外取締役

（注）１．取締役奥田　碩、勝島敏明、佐藤安弘、椎橋　敏、新堂幸司、髙橋伸子、原　良也、藤沼亜起、前田　庸、チャールズD.レイクⅡ、脇田正博の11氏は、社外取締役であります。なお、林　正和氏については、当社設立の平成19年８月１日から東京証券取引所自主規制法人設立の同年10月17日における同法人理事長就任までの間、社外取締役でありました。

２．監査委員である取締役勝島敏明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 執行役

地　位	氏　名	担　当	他の法人等の代表状況等
代表執行役	西　室　泰　三		「(1)取締役」参照
代表執行役社長	斉　藤　　惇	最高経営責任者	「(1)取締役」参照
代表執行役専務	飛　山　康　雄	最高業務執行責任者、最高財務責任者	「(1)取締役」参照
常務執行役	鈴　木　義　伯	最高情報責任者、ＩＴ企画担当	株式会社東京証券取引所常務取締役
常務執行役	浦　西　友　義	渉外広報・CSR推進担当	
常務執行役	岩　熊　博　之	総務・人事・財務担当	
執　行　役	静　　正　樹	経営企画担当	

2．事業年度中の取締役及び執行役の異動

(1) 就任

取締役及び執行役全員は、平成19年６月22日に選任され、同年８月１日の設立と同時に就任しております。

(2) 退任

常務執行役清水寿二氏は、平成19年10月31日をもって、辞任しております。

3．取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の内容は、報酬委員会において、以下の方針に従い決定するものとしています。

・取締役及び執行役の職責に応じたものとするとともに、当社の経営目標の達成に向けた意識の向上に資するものであること。

・高い信頼性と利便性を備えた市場を構築するために必要な人材を確保するうえで競争力が保たれているものであること。

・社会インフラとしての当社の特性に鑑み、社会情勢に照らして適正なものであるとともに、決定手続等についても透明性が確保されるものであること。

4．取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
	名	百万円
取締役	13	76
（うち社外取締役）	(12)	(59)
執行役	8	279

（注）1．上記支給額には、平成20年４月７日開催の報酬委員会において決議された執行役への役員賞与の額125百万円を含んでおります。
2．当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人から社外取締役に対して、報酬として総額２百万円が支払われております。
3．使用人を兼務する取締役はおりません。
4．社外取締役には、林　正和氏を含んでおります。

5．社外役員に関する事項

(1)　他の会社の業務執行者との兼職状況及び当社と当該他の会社との関係

取締役原　良也氏は、株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

(2)　他の会社の社外役員の兼任状況

氏名	会社名	兼任の職務
奥田　碩	株式会社東京証券取引所 KDDI株式会社 日本郵政株式会社 株式会社豊田自動織機	社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役
勝島　敏明	株式会社東京証券取引所 株式会社かんぽ生命保険 スカパー・JSAT株式会社 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社	社外監査役 社外取締役 社外監査役 社外監査役
佐藤　安弘	株式会社東京証券取引所	社外取締役
椎橋　敏	株式会社東京証券取引所	社外監査役
新堂　幸司	株式会社東京証券取引所	社外監査役
髙橋　伸子	株式会社東京証券取引所 株式会社ベネッセコーポレーション	社外取締役 社外監査役
原　良也	株式会社東京証券取引所 日本電気株式会社	社外取締役 社外取締役
前田　庸	株式会社東京証券取引所 住友信託銀行株式会社	社外取締役 社外監査役
チャールズD.レイクⅡ	株式会社東京証券取引所	社外取締役
脇田　正博	株式会社東京証券取引所	社外取締役

(3) 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	奥田　碩	当事業年度開催の取締役会９回のうち８回に出席し、また、当事業年度開催の指名委員会１回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	勝島敏明	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会８回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	佐藤安弘	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会１回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	椎橋　敏	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会８回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	新堂幸司	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会８回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	髙橋伸子	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	原　良也	当事業年度開催の取締役会９回のうち６回に出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会１回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤沼亜起	当事業年度開催の取締役会９回のうち８回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	前田　庸	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、また、当事業年度開催の指名委員会１回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	チャールズD.レイクⅡ	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	脇田　正博	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(注) 林　正和氏については、社外取締役であった期間に開催された取締役会３回のうち２回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、取締役奥田　碩、勝島敏明、佐藤安弘、新堂幸司、髙橋伸子、原　良也、藤沼亜起、前田　庸、チャールズD.レイクⅡ、脇田正博の10氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、林　正和氏については、社外取締役であった期間について同様の契約を締結しております。

Ⅴ．会計監査人の状況

１．名　　称　監査法人トーマツ

２．報酬等の額

	支　払　額
①当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	43百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	36百万円
③上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	9百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．非監査業務内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

４．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

５．責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。

(2) 監査委員会室に所属する社員は、室長１名を含む４名以上とする。

2．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には当該監査委員）の同意を得る。

(2) 執行役及び社員は、監査委員会室に属する社員の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

3．執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 執行役及び社員は、当会社、当会社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

4．その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規程として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当会社が対処すべき課題、当会社を取り巻く重要なリスク、監査委員会監査の環境

整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

⑵　執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

5．執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則、執行役会規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行います。

・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施します。

⑴　株式会社東京証券取引所グループ、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「東京証券取引所グループ各社」といいます。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した東京証券取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規程（情報管理に係るものを含む。）の制定、東京証券取引所グループ各社での共有及び遵守

⑵　コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（執行役社長）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置

⑶　公益通報制度として、当会社及び子会社各社が利用可能な「東証コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用

⑷　継続的な周知・教育活動として、東京証券取引所グループ各社の各部室のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e－ラーニングによる研修の実施

・執行役社長直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施します。

6．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・東京証券取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用します。

7．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うと

の認識の下で業務を行うことを基本とします。

・東京証券取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、東京証券取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合には執行役社長を委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行います。

・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての東京証券取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼動に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼動確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図ります。
そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に東京証券取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等をあらかじめ定めておくことにより、適切な対応を図ります。

・また、市場開設者である東京証券取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの東京証券取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいいます。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ります。

８．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・東京証券取引所グループ各社が社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、ＥＡを導入することにより、業務の効率化を図ります。

・当会社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

９．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。

・子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用いたします。

・当社は、関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行います。

・子会社の取締役及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「東証コンプライアンス・ホットライン」を利用できることといたします。

・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当会社の内部監査室が子会社の内部監査を実施いたします。

Ⅶ．剰余金の配当等の決定に関する方針（省略）

Ⅷ．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。）

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**610,233**
現金及び預金	36,561
営業未収入金	5,853
有価証券	11,805
仕掛品	3,493
前払費用	572
繰延税金資産	1,173
短期差入保証金	127
売買・取引証拠金特定資産	280,416
清算基金特定資産	222,630
決済促進担保金特定資産	47,411
その他の流動資産	192
貸倒引当金	△ 4
固定資産	**107,442**
有形固定資産	**14,665**
建物及び構築物	2,693
情報システム設備	8,166
土地	2,399
建設仮勘定	174
その他の有形固定資産	1,231
無形固定資産	**16,748**
ソフトウェア	14,474
その他の無形固定資産	2,274
投資その他の資産	**76,028**
投資有価証券	33,771
繰延税金資産	6,427
前払年金費用	4,031
差入保証金	7,983
長期性預金	5,000
信認金特定資産	361
違約損失積立金特定資産	17,367
その他の投資その他の資産	1,412
貸倒引当金	△ 326
資産合計	**717,676**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**588,990**
営業未払金	3,587
短期借入金	19,570
未払法人税等	6,239
未払消費税等	159
賞与引当金	1,151
役員賞与引当金	266
預り金	1,159
預り売買・取引証拠金	280,416
預り清算基金	222,630
預り決済促進担保金	47,411
預り取引参加者保証金	4,450
その他の流動負債	1,949
固定負債	**10,908**
退職給付引当金	5,210
賃借契約損失引当金	3,895
受入保証金	732
預り信認金	361
その他の固定負債	708
負債合計	**599,899**
純資産の部	
株主資本	**121,388**
資本金	**11,500**
資本剰余金	**25,358**
利益剰余金	**88,863**
自己株式	**△ 4,332**
評価・換算差額等	**△ 5,747**
その他有価証券評価差額金	**△ 5,747**
少数株主持分	**2,134**
純資産合計	**117,776**
負債及び純資産合計	**717,676**

連結損益計算書（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**75,505**
取引参加料金	34,550
上場関係収入	10,267
情報関係収入	11,101
証券決済関係収入	13,718
システム開発・運用関係収入	2,543
その他の営業収益	3,324
営業費用	**46,718**
営業利益	**28,786**
営業外収益	**3,000**
受取利息及び配当金	1,774
不動産賃貸収入	310
過怠金	42
助成金収入	226
短資取引分担金	201
持分法による投資利益	279
その他の営業外収益	166
営業外費用	**722**
支払利息	111
不動産賃貸費用	383
創立費	80
その他の営業外費用	146
経常利益	**31,064**
特別利益	**60**
過年度損益修正益	59
その他の特別利益	1
特別損失	**543**
固定資産除却損	152
固定資産臨時償却	350
その他の特別損失	40
税金等調整前当期純利益	**30,582**
法人税、住民税及び事業税	12,193
法人税等調整額	247
少数株主利益	439
当期純利益	**17,701**

連結株主資本等変動計算書（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	11,500	22,874	76,164	△740	109,798
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,002		△5,002
当期純利益			17,701		17,701
株式移転に伴う自己株式の処分差益等		2,484		△3,592	△1,108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	2,484	12,698	△3,592	11,590
平成20年3月31日残高	11,500	25,358	88,863	△4,332	121,388

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	－	－	1,448	111,246
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△5,002
当期純利益				17,701
株式移転に伴う自己株式の処分差益等				△1,108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△5,747	△5,747	685	△5,061
連結会計年度中の変動額合計	△5,747	△5,747	685	6,529
平成20年3月31日残高	△5,747	△5,747	2,134	117,776

連結注記表

〈連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〉

Ⅰ.（連結の範囲に関する事項）

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数　５社

会社名：㈱東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、日本証券決済㈱、
㈱東証システムサービス及び㈱日本証券クリアリング機構

Ⅱ.（持分法の適用に関する事項）

持分法適用関連会社の数　３社

会社名：㈱証券保管振替機構、㈱東証コンピュータシステム及び㈱ICJ

Ⅲ.（会計処理基準に関する事項）

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

⑴有価証券

①満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

⑵たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法を採用しております。

２．重要な減価償却資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産

主として定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、日本証券決済㈱の平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、㈱東証システムサービスの貸与リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（追加情報）

有形固定資産の減価償却につきまして平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年４月１日以降に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却費を計上しております。この変更により、当連結会計年度の営業利益が218百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ289百万円減少しております。

また、平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を５年間で均等償却しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

⑵無形固定資産

①自社利用ソフトウェア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

②その他……定額法を採用しております。

３．繰延資産の処理方法

創立費

支出時に全額費用として処理しております。

４．重要な引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑶役員賞与引当金

取締役、理事、執行役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑷退職給付引当金

主として従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑸賃借契約損失引当金

システムスペースの確保を目的として長期契約により賃借し、現在は他社に転貸しているコンピュータビルに関して、今後見込まれる転貸差額等の損失の発生に備えるため、合理的に見積もることのできる損失金額を計上しております。

５．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

６．債務引受に係る会計処理

㈱日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の６第１項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅳ．（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　28,644百万円

2．保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証　4,153百万円

㈱ICJの金融機関からの借入に対する債務保証　100百万円

3．証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社子会社である㈱東京証券取引所及び㈱日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。㈱日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等（売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金）の預託を受けております。また、当取引所等は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりです。

	（百万円）
①売買証拠金代用有価証券	328
②取引証拠金代用有価証券	851,713
③清算基金代用有価証券	364,427
④決済促進担保金代用有価証券	109,563
⑤信認金代用有価証券	2,043

また、㈱東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（同社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、2,847百万円です。

この他、㈱東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、㈱日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しています。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、㈱東京証券取引所（現物についてはほかの取引所も含む。）が当該契約の限度額の

範囲で補償することとなっています。そのため、㈱東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表記載金額は、17,367百万円です。

Ⅴ.（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数　　普通株式　2,300,000株

2．自己株式の種類及び株式数　　（単位：株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
普通株式	26,260	—	—	26,260	

（注）前連結会計年度末の自己株式数は、㈱東京証券取引所の株式数であります。

3．配当に関する事項

⑴配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日定時株主総会	普通株式	5,002	2,200.00	平成19年3月31日	平成19年6月25日

（注）㈱東京証券取引所による配当金支払額であります。

⑵基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月27日取締役会	普通株式	5,456	利益剰余金	2,400.00	平成20年3月31日	平成20年6月3日

Ⅵ.（企業結合等に関する注記）

1．株式移転

㈱東京証券取引所は、平成19年6月22日開催の第6回定時株主総会におきまして、株式移転の方法により、完全親会社（持株会社）を設立することについて承認を受け、8月1日に㈱東京証券取引所グループを設立いたしました。

完全親会社設立の目的、その概要は以下の通りであります。

⑴完全親会社設立の目的

東京証券取引所の企業体としての利害と自主規制機関として確保すべき市場の公正性との間の利益相反問題を回避するとともにその実効性を確保しなければならない点、将来的にはアジアでも起こるであろう取引所合従連衡の動きに適切に対応する準備を行う必要がある点を強く認識し、①自主規制機能の独立性の強化　②自主規制機能の実効性の確保　③国際的な事業戦略上の自由度の向上　の3つの目的を達成するために、完全親会社を設立し、その後市場運営会社と自主規制法人を設置するなどして、必要な組織体制の変更を行うため。

⑵株式移転の概要

①完全親会社の商号

株式会社東京証券取引所グループ

（英文名 Tokyo Stock Exchange Group, Inc.）

②本店所在地

東京都中央区日本橋兜町２番１号

③設立する完全親会社が発行する株式の種類及び数

普通株式　　2,300,000株

④資本金

11,500百万円

⑤株式移転比率

㈱東京証券取引所の普通株式１株に対して、完全親会社の普通株式1株を割当交付する。

⑥移転比率の算定方式及び算定根拠

㈱東京証券取引所単独での株式移転によって完全親会社１社を設立するものであり、株式移転時における㈱東京証券取引所の株主構成と完全親会社の株主構成に変化がないことから、１対１とする。

⑦株式移転の日

平成19年８月１日

⑶会計処理の概要

当該株式移転については、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）における共通支配下の取引であり、連結計算書類上は内部取引として消去しております。

２．会社分割

平成19年９月25日開催の株主総会において㈱東京証券取引所が保有する㈱日本証券クリアリング機構及び㈱証券保管振替機構の株式について、当社を承継会社とする会社分割を行うことを決議し、平成19年10月１日に上記会社分割を実施しました。

⑴会社分割の目的

持株会社体制の整備を進めるため、当社の完全子会社である㈱東京証券取引所の関係会社のうち、㈱日本証券クリアリング機構及び㈱証券保管振替機構の２社については、公共性が高く、㈱東京証券取引所の事業と密接に関連している証券市場全体のインフラであることから、今般の組織体制の変更の一環として、㈱東京証券取引所と並列の関係、すなわち持株会社である当社の直接の関係会社とするもの。

⑵分割方式

吸収型再編対価（会社計算規則第２条第３項第36号ロ）が存しない吸収分割（会社計算規則第18条第１項等参照）

⑶分割当事者の概要（平成19年９月30日現在）

商　　号	株式会社東京証券取引所グループ （承継会社）	株式会社東京証券取引所 （分割会社）
事業内容	・株式会社金融商品取引所の経営管理 ・自主規制法人の経営管理その他の上記に附帯する業務	・有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務 ・上記に附帯する業務
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町２番１号	東京都中央区日本橋兜町２番１号
資本金	115億円	115億円
発行済株式数	2,300,000株	2,300,000株

⑷分割した株式の内容

㈱日本証券クリアリング機構

分割した資産項目　　普通株式　25,890株

㈱証券保管振替機構

分割した資産項目　　普通株式　1,855株

⑸会計処理の概要

当該会社分割については、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第７号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）における共通支配下の取引であり、連結計算書類上は内部取引として消去しております。

３．自主規制法人の設立

平成19年９月25日開催の取締役会において金融商品取引法に規定する自主規制法人の設立を決議し、平成19年10月17日開催の創立総会をもって東京証券取引所自主規制法人を設立いたしました。

⑴設立の目的

当社の子会社である㈱東京証券取引所の市場における自主規制業務を委託できる体制を整備することでその独立性を確保するとともに、当社の傘下で取引所と自主規制法人の適切な連携を図ることでその実効性を確保するため。

⑵設立した自主規制法人の概要

名　　称	東京証券取引所自主規制法人
設立年月日	平成19年10月17日
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町２番１号
基本金	30億円
出資者（会員）	株式会社東京証券取引所グループ

業務内容	1　委託金融商品取引所の委託を受けて、次の各号に掲げる自主規制業務を行う。 ⑴委託金融商品取引所の金融商品、金融指標又はオプション（以下「金融商品等」という。）の上場及び上場廃止に関する業務（特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち委託金融商品取引所の業務規程その他の規則において当該市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等の銘柄が特定されているものをいう。以下同じ。）のための金融商品等の上場及び上場廃止に関する業務を除く。） ⑵委託金融商品取引所の取引参加者又は会員（以下「取引参加者等」という。）の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは委託金融商品取引所の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査 ⑶取引参加者等が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。） ⑷取引参加者等の資格の審査 ⑸取引参加者等に対する処分その他の措置に関する業務 ⑹上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務 ⑺前各号に掲げるもの（以下「特定自主規制業務」という。）に関する委託金融商品取引所の業務規程その他の規則（金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準並びに取引参加者等の資格の付与に関する基準を除く。）の作成、変更及び廃止 ⑻特定自主規制業務に関する委託金融商品取引所の定款の変更（金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準並びに取引参加者等の資格の付与に関する基準に関する定款の変更を除く。）に係る委託金融商品取引所の総会又は株主総会の議案の概要の作成 2　法令に定めるところにより、委託金融商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものの変更又は廃止に関して当該金融商品取引所に対して同意を与え、必要があると認めるときは、委託金融商品取引所に対して行うべき措置について助言を行うほか、前項各号に掲げる業務に附帯する業務を行う。

⑶会計処理の概要

当該設立については、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第７号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）における共通支配下の取引であり、連結計算書類上は内部取引として消去しております。

Ⅶ.（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	50,859円77銭
２．１株当たり当期純利益	7,785円04銭

Ⅷ.（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**4,451**
現金及び預金	3,256
営業未収入金	0
前払費用	153
繰延税金資産	219
その他の流動資産	823
固定資産	**109,403**
有形固定資産	**65**
建物附属設備	9
情報システム設備	7
車両運搬具	10
器具・備品	36
建設仮勘定	0
無形固定資産	**39**
ソフトウェア	39
投資その他の資産	**109,298**
関係会社株式	101,840
関係会社出資金	3,000
長期前払費用	40
前払年金費用	4,031
繰延税金資産	381
その他の投資その他の資産	5
資産合計	**113,855**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,704**
営業未払金	190
短期借入金	3,000
未払金	4
未払費用	108
未払法人税等	118
賞与引当金	283
役員賞与引当金	125
預り金	717
未払消費税等	156
固定負債	**5,004**
退職給付引当金	5,004
負債合計	**9,709**
純資産の部	
株主資本	**104,145**
資本金	**11,500**
資本剰余金	**90,437**
資本準備金	22,874
その他資本剰余金	67,562
利益剰余金	**6,541**
その他利益剰余金	6,541
繰越利益剰余金	6,541
自己株式	**△ 4,332**
純資産合計	**104,145**
負債及び純資産合計	**113,855**

損益計算書（平成19年8月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**10,894**
経営管理料収入	5,024
受取配当金収入	5,865
その他の営業収益	5
営業費用	**3,766**
営業利益	**7,128**
営業外収益	**247**
受取利息	2
助成金収入	226
その他の営業外収益	18
営業外費用	**81**
支払利息	0
創立費	80
経常利益	**7,294**
特別利益	**0**
固定資産売却益	0
特別損失	**101**
抱合せ株式消滅差損	96
固定資産除却損	4
税引前当期純利益	**7,193**
法人税、住民税及び事業税	1,253
法人税等調整額	△ 601
当期純利益	**6,541**

株主資本等変動計算書（平成19年8月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年8月1日株式移転による設立	11,500	22,874	67,562	90,437	－	－
事業年度中の変動額						
当期純利益					6,541	6,541
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	6,541	6,541
平成20年3月31日残高	11,500	22,874	67,562	90,437	6,541	6,541

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成19年8月1日株式移転による設立	－	101,937	101,937
事業年度中の変動額			
当期純利益		6,541	6,541
自己株式の取得	△4,332	△4,332	△4,332
事業年度中の変動額合計	△4,332	2,208	2,208
平成20年3月31日残高	△4,332	104,145	104,145

個別注記表

Ⅰ．（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産……定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

⑵無形固定資産

自社利用ソフトウェア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

創立費

支出時に全額費用として処理しております。

4．引当金の計上基準

⑴賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑵役員賞与引当金

取締役、執行役に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑶退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

5．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額	18百万円
2．保証債務	
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証	4,098百万円
3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	812百万円
短期金銭債務	3,011百万円

Ⅲ．（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

営業収益	10,889百万円
営業費用	920百万円
営業取引以外の取引高	4,782百万円

Ⅳ．（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	—	26,260	—	26,260	

Ⅴ．（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	395百万円
賞与引当金否認	115
その他	90
繰延税金資産合計	601

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産― 繰延税金資産　219百万円

固定資産― 繰延税金資産　381百万円

Ⅵ.（関連当事者との取引に関する注記）

1）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱東京証券取引所	（所有）直接 100.0％	経営に関する管理・支援	経営管理料	4,084	—	—
				施設・設備利用料	395	営業未払金	4
				短期資金の借入	3,000	短期借入金	3,000
				退職給付債務の移管	1,769	退職給付引当金	1,769
				自己株式の購入	4,332	自己株式	4,332
				出向負担金の受入	3,119	—	—
	東京証券取引所自主規制法人	（所有）直接 100.0％	経営に関する管理・支援	出向負担金の受入	590	—	—
	日本証券決済㈱	（所有）間接 100.0％	有価証券の保管業務及び振替決済に係る業務	出向負担金の受入	376	—	—
関連会社	㈱証券保管振替機構	（所有）直接 21.8％	有価証券の保管・振替に係る業務	出向負担金の受入	394	—	—

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社からの経営管理料については、当該業務に係る費用を勘案し、決定しております。退職給付債務については従業員の退職給付の将来発生予定額を基に決定しております。施設・設備利用料については、施設・設備の維持運営に係る費用を勘案し、決定しております。短期資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。自己株式の取得額については、第三者による株式の公正な評価額等を考慮した上で決定しております。また、上記会社からの出向負担金の受入額については、当法人からの出向者の人件費を基準として決定しております。

Ⅶ.（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　45,803円69銭

2．1株当たり当期純利益　2,844円11銭

Ⅷ.（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月19日

株式会社東京証券取引所グループ
取締役会御中

監査法人　トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小野行雄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　城戸和弘　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　芝田雅也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京証券取引所グループ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月19日

株式会社東京証券取引所グループ
取締役会御中

監査法人　トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小野行雄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　城戸和弘　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　芝田雅也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成19年８月１日から平成20年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成19年８月１日から平成20年３月31日までの第１期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　トーマツ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類書の監査結果

会計監査人　トーマツ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年５月23日

株式会社東京証券取引所グループ　監査委員会

監査委員（常勤）	伊月茂秋	㊞
監査委員	勝島敏明	㊞
監査委員	椎橋　敏	㊞
監査委員	新堂幸司	㊞

（注）監査委員勝島敏明、椎橋　敏及び新堂幸司は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上